
新時代の商標・意匠・不正競争防止法Q&A（第5回）



弁護士 白木 裕一
(大阪弁護士会 知的財産委員会 委員)

Q 菓子メーカーXは、登録商標「・・・」、指定商品を「菓子及びパン」（第30類）等とする商標権を有しているところ、店舗等において菓子の提供等を行う喫茶店事業を運営するYが、包装や店舗の看板等に「・・・」との表示を付している。また、Yが運営する自社のサイトのホームページアドレスは、「<http://www.・・・.co.jp/>」である。この場合、Yの各行為は商標権侵害となるか。

A 1. はじめに
Xの登録商標「・・・」とYが使用している標章「・・・」は同一のものといえますが、Yの「・・・」という標章の使用行為がXの商標権を侵害しているといえるためには、Xの指定商品とYが上記標章を使用している役務が類似していることが必要になります。

この点、商標法において、商品に類似するものの範囲には役務が含まれることがあることを明らかにしていますので（2条6項）、本設問においても、Yの店舗等において菓子等の提供等を行うという役務が、Xの登録商標の指定商品である「菓子及びパン」と類似しているか否かが問題となります（下記2参照）。

また、商標とドメイン名は、別概念ですので、Yの自社サイトのホームページアドレス（ドメイン名）を使用する行為が商標の使用と評価できるかが問題となります（下記3参照）。

2. 商品と役務の類否

(1) 「商品」と「役務」の意義

商標法上、「商品」に関する定義規定がありませんが、一般的には「商売の品物、売買の目的物である財貨」と解されており（広辞苑第6版1394頁）、特許庁においても、「商取引の目的たりうべき物、特に動産」と定義づけられています。また、平成3年に新設された「役務」についても、商標法上、定義づけられていませんが、立法担当者は、「他人のためにする労務又は便益であって、独立して商取引の目的たりうべきもの」と説明しています。

そのため、商品と役務は、全く別の概念といえ、商標法も当該商標が商品商標である場合には、役務商標には相当しないことを明らかにしています（2条1項2号括弧書き）。

しかし、商標法は、通常、同一事業者により提供される役務と商品について同一又は類似の商標を使用する場合には、役務と商品との間で出所の混同が生じるおそれがあるため、商品に類似するものの範囲には役務が含まれることがあることを明らかにしています（2条6項）。